

産業廃棄物処分業務委託仕様書

1 業務内容

茨城県立中央病院から排出される 3 に示す産業廃棄物の処分を行う。

2 受託条件

- (1) 産業廃棄物の処分を業として行う者について、「廃棄物の処分及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」等の資格要件を備える者。
- (2) 中間処理及び最終処分の確認ができるよう、マニフェスト（電子でも可）を採用すること。

3 産業廃棄物の種類及び推定排出量等

廃棄物の種類等	排出予定数量	備 考
金属くず	8,600kg	
廃プラスチック類	4,900kg	
ガラスくず及び陶磁器くず	1,200kg	

※搬出予定数量は令和 5 年搬出量の 1.1 倍を見込んでいるが、数量は増減することがある。

4 搬入方法

本院と別途契約する収集運搬業者が搬入する。（原則、土日祝祭日を除く。）

5 提出書類

処分を実施した場合は、月毎に計量票、集計表を提出すること。